

熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職員給料表又は消防職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び医療職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（以下「行政職8級職員等」という。）に対しては、支給しない。

第9条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同号の前に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第9条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（行政職員給料表又は消防職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び医療職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの（以下「行政職7級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

第10条第1項中「がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する」を「（行

政職 8 級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、行政職 8 級職員等から行政職 8 級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる」に改め、「(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」を削り、同項第 1 号中「場合」の次に「(行政職 8 級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」を加え、同項第 2 号中「前条第 2 項第 2 号又は第 4 号」を「扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号」に改め、「至った場合」の次に「及び行政職 8 級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」を加え、同項第 3 号及び第 4 号を削り、同条第 2 項中「に扶養親族」の次に「(行政職 8 級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」を加え、「扶養親族」を「行政職 8 級職員等から行政職 8 級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職 8 級職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族(行政職 8 級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の次に「場合においてその」を加え、「前項第 1 号」を「同項第 1 号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に改め、「死亡した日」の次に「行政職 8 級職員等以外の職員から行政職 8 級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職 8 級職員等となった日」を、「の扶養親族」の次に「(行政職 8 級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」を加え、同条第 3 項中「これを受けている職員に更に第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部について同項第 2 号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員について同項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第 1 項第 1 号」を「第 1 号又は第 3 号」に改め、「(扶養親族たる子、父母等で同項の規定

による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族(行政職8級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある行政職8級職員等が行政職8級職員等以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行政職7級職員等が行政職7級職員等及び行政職8級職員等以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行政職8級職員等以外のものが行政職8級職員等となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行政職7級職員等及び行政職8級職員等以外のものが行政職7級職員等となった場合
- (7) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第14条第1項中「307,800円」を「308,300円」に改める。

第31条第2項第1号中「100分の80」を「、6月に支給する場合においては100分の80、12月に支給する場合においては100分の100」に、「100分の100」を「6月に支給する場合においては100分の100、12月に支給する場合においては100分の120」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「、6月に支給する場合においては100分の37.5、12月に

支給する場合には「100分の47.5」に改める。

別表第2から別表第4までを次のように改める。

## 別表第2（第3条関係）

## 行政職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	142,300	191,900	224,300	259,400	284,500	317,200	397,100	448,900
	2	143,500	193,700	226,300	261,600	286,700	319,400	399,500	451,900
	3	144,700	195,500	228,300	263,800	288,900	321,600	401,900	454,900
	4	145,900	197,300	230,300	266,000	291,100	323,800	404,300	457,900
	5	147,100	199,100	232,300	268,200	293,300	326,000	406,700	460,900
	6	148,300	200,900	234,300	270,400	295,500	328,200	409,100	463,900
	7	149,500	202,700	236,300	272,600	297,700	330,400	411,500	466,900
	8	150,700	204,500	238,300	274,800	299,900	332,600	413,900	469,900
	9	151,900	206,300	240,300	277,000	302,100	334,800	416,300	472,900
	10	153,100	208,100	242,300	279,200	304,300	336,800	418,300	475,900
	11	154,300	209,900	244,300	281,400	306,500	338,800	420,300	478,900
	12	155,500	211,700	246,300	283,600	308,700	340,800	422,300	481,900
	13	156,700	213,300	248,100	285,800	310,900	342,800	424,300	484,900
	14	157,900	215,100	249,900	288,000	313,100	344,800	426,300	487,300
	15	159,100	216,900	251,700	290,200	315,300	346,800	428,300	489,700
	16	160,300	218,700	253,500	292,400	317,500	348,800	430,300	492,100
	17	161,500	220,500	255,300	294,600	319,400	350,800	432,300	494,500
	18	163,300	222,300	257,100	296,800	321,600	352,600	434,100	496,000
	19	165,100	224,100	258,900	299,000	323,800	354,400	435,900	497,500
	20	166,900	225,900	260,700	301,200	326,000	356,200	437,700	499,000
	21	168,700	227,700	262,500	303,400	328,200	358,000	439,500	500,500
	22	171,200	229,500	264,300	305,600	330,200	359,800	441,000	502,000
	23	173,700	231,300	266,100	307,800	332,200	361,600	442,500	503,500
	24	176,200	233,100	267,900	310,000	334,200	363,400	444,000	505,000
	25	178,700	234,700	269,700	311,900	336,200	365,200	445,500	506,500
	26	180,500	236,200	271,500	313,900	338,200	366,700	447,000	507,700
	27	182,300	237,700	273,300	315,900	340,200	368,200	448,500	508,900
	28	184,100	239,200	275,100	317,900	342,200	369,700	450,000	510,100
	29	185,900	240,700	276,900	319,900	344,200	371,200	451,500	511,300
	30	187,700	242,200	278,700	321,900	346,000	372,700	452,300	512,300
	31	189,200	243,700	280,500	323,900	347,800	374,200	453,100	513,300
	32	190,800	245,200	282,300	325,900	349,600	375,700	453,900	514,300
	33	191,800	246,700	283,800	327,900	351,400	377,200	454,700	515,300
	34	193,300	248,200	285,600	329,900	353,200	378,400	455,500	516,100
	35	194,800	249,700	287,400	331,900	355,000	379,600	456,300	516,900
	36	196,300	251,200	289,200	333,900	356,800	380,800	457,100	517,700
	37	197,800	252,700	291,000	335,900	358,600	382,000	457,900	518,500
	38	199,300	254,200	292,500	337,900	359,800	383,200	458,400	519,000
	39	200,800	255,700	294,000	339,900	361,000	384,400	458,900	519,500
	40	202,300	257,200	295,500	341,900	362,200	385,600	459,400	520,000
	41	203,600	258,700	297,000	343,900	363,400	386,800	459,900	520,500
	42	204,800	259,700	298,500	345,400	364,600	387,800	460,400	
	43	206,000	260,700	300,000	346,900	365,800	388,800	460,900	
	44	207,200	261,700	301,500	348,400	367,000	389,800	461,400	
	45	208,400	262,700	303,000	349,900	368,200	390,800	461,900	
	46	209,600	263,700	304,500	351,400	369,200	391,800		
	47	210,800	264,700	306,000	352,900	370,200	392,800		
	48	212,000	265,700	307,500	354,400	371,200	393,800		
	49	213,200	266,700	309,000	355,900	372,200	394,800		
	50	214,200	267,700	310,500	356,900	373,200	395,800		
51	215,200	268,700	312,000	357,900	374,200	396,800			

52	216,200	269,700	313,500	358,900	375,200	397,800
53	217,200	270,700	315,000	359,900	376,200	398,800
54	218,000	271,700	316,200	360,900	377,000	399,800
55	219,000	272,700	317,400	361,900	377,800	400,800
56	220,000	273,700	318,600	362,900	378,600	401,800
57	221,000	274,400	319,800	363,900	379,400	402,800
58	222,000	274,900	321,000	364,700	380,200	403,800
59	223,000	275,400	322,200	365,500	381,000	404,800
60	224,000	275,900	323,400	366,300	381,800	405,800
61	225,000	276,400	324,600	367,100	382,600	406,800
62	226,000	276,900	325,400	367,900	383,400	407,800
63	227,000	277,400	326,200	368,700	384,200	408,800
64	228,000	277,900	327,000	369,500	385,000	409,800
65	229,000	278,400	327,800	370,300	385,800	410,800
66	230,000	278,900	328,600	371,100	386,600	411,800
67	231,000	279,400	329,400	371,900	387,400	412,800
68	232,000	279,900	330,200	372,700	388,200	413,800
69	233,000	280,400	331,000	373,500	389,000	414,800
70	233,800	280,900	331,800	374,300	389,800	415,800
71	234,600	281,400	332,600	375,100	390,600	416,800
72	235,400	281,900	333,400	375,900	391,400	417,800
73	236,200	282,400	334,200	376,700	392,200	418,800
74	237,000	282,900	334,700	377,200	392,700	419,600
75	237,800	283,400	335,200	377,700	393,200	420,400
76	238,600	283,900	335,700	378,200	393,700	421,200
77	239,100	284,400	336,200	378,700	394,200	422,000
78	239,900	284,900	336,700	379,200	394,700	422,800
79	240,700	285,400	337,200	379,700	395,200	423,600
80	241,500	285,900	337,700	380,200	395,700	424,400
81	242,300	286,400	338,200	380,700	396,200	425,200
82	243,100	286,900	338,700	381,200	396,700	425,700
83	243,900	287,400	339,200	381,700	397,200	426,200
84	244,700	287,900	339,700	382,200	397,700	426,700
85	245,500	288,400	340,200	382,700	398,200	427,200
86	246,000	288,900	340,700	383,200	398,700	
87	246,500	289,400	341,200	383,700	399,200	
88	247,000	289,900	341,700	384,200	399,700	
89	247,500	290,400	342,200	384,700	400,200	
90	248,000	290,900	342,700	385,200	400,700	
91	248,500	291,400	343,200	385,700	401,200	
92	249,000	291,900	343,700	386,200	401,700	
93	249,500	292,400	344,200	386,700	402,200	
94		292,900	344,700			
95		293,400	345,200			
96		293,900	345,700			
97		294,400	346,200			
98		294,900	346,700			
99		295,400	347,200			
100		295,900	347,700			
101		296,400	348,200			
102		296,900	348,700			
103		297,400	349,200			
104		297,900	349,700			
105		298,400	350,200			
106		298,900	350,700			
107		299,400	351,200			
108		299,900	351,700			
109		300,400	352,200			

	110		300,900	352,700					
	111		301,400	353,200					
	112		301,900	353,700					
	113		302,400	354,200					
	114		302,900						
	115		303,400						
	116		303,900						
	117		304,400						
	118		304,900						
	119		305,400						
	120		305,900						
	121		306,400						
	122		306,900						
	123		307,400						
	124		307,900						
	125		308,400						
再任用職員		190,000	213,600	256,900	276,400	291,200	318,300	381,400	432,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

## 別表第3（第3条関係）

## 消防職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	142,300	191,900	224,300	259,400	284,500	317,200	397,100	448,900
	2	143,500	193,700	226,300	261,600	286,700	319,400	399,500	451,900
	3	144,700	195,500	228,300	263,800	288,900	321,600	401,900	454,900
	4	145,900	197,300	230,300	266,000	291,100	323,800	404,300	457,900
	5	147,100	199,100	232,300	268,200	293,300	326,000	406,700	460,900
	6	148,300	200,900	234,300	270,400	295,500	328,200	409,100	463,900
	7	149,500	202,700	236,300	272,600	297,700	330,400	411,500	466,900
	8	150,700	204,500	238,300	274,800	299,900	332,600	413,900	469,900
	9	151,900	206,300	240,300	277,000	302,100	334,800	416,300	472,900
	10	153,100	208,100	242,300	279,200	304,300	336,800	418,300	475,900
	11	154,300	209,900	244,300	281,400	306,500	338,800	420,300	478,900
	12	155,500	211,700	246,300	283,600	308,700	340,800	422,300	481,900
	13	156,700	213,300	248,100	285,800	310,900	342,800	424,300	484,900
	14	157,900	215,100	249,900	288,000	313,100	344,800	426,300	487,300
	15	159,100	216,900	251,700	290,200	315,300	346,800	428,300	489,700
	16	160,300	218,700	253,500	292,400	317,500	348,800	430,300	492,100
	17	161,500	220,500	255,300	294,600	319,400	350,800	432,300	494,500
	18	163,300	222,300	257,100	296,800	321,600	352,600	434,100	496,000
	19	165,100	224,100	258,900	299,000	323,800	354,400	435,900	497,500
	20	166,900	225,900	260,700	301,200	326,000	356,200	437,700	499,000
	21	168,700	227,700	262,500	303,400	328,200	358,000	439,500	500,500
	22	171,200	229,500	264,300	305,600	330,200	359,800	441,000	502,000
	23	173,700	231,300	266,100	307,800	332,200	361,600	442,500	503,500
	24	176,200	233,100	267,900	310,000	334,200	363,400	444,000	505,000
	25	178,700	234,700	269,700	311,900	336,200	365,200	445,500	506,500
	26	180,500	236,200	271,500	313,900	338,200	366,700	447,000	507,700
	27	182,300	237,700	273,300	315,900	340,200	368,200	448,500	508,900
	28	184,100	239,200	275,100	317,900	342,200	369,700	450,000	510,100
	29	185,900	240,700	276,900	319,900	344,200	371,200	451,500	511,300
	30	187,700	242,200	278,700	321,900	346,000	372,700	452,300	512,300
	31	189,200	243,700	280,500	323,900	347,800	374,200	453,100	513,300
	32	190,800	245,200	282,300	325,900	349,600	375,700	453,900	514,300
	33	191,800	246,700	283,800	327,900	351,400	377,200	454,700	515,300
	34	193,300	248,200	285,600	329,900	353,200	378,400	455,500	516,100
	35	194,800	249,700	287,400	331,900	355,000	379,600	456,300	516,900
	36	196,300	251,200	289,200	333,900	356,800	380,800	457,100	517,700
	37	197,800	252,700	291,000	335,900	358,600	382,000	457,900	518,500
	38	199,300	254,200	292,500	337,900	359,800	383,200	458,400	519,000
	39	200,800	255,700	294,000	339,900	361,000	384,400	458,900	519,500
	40	202,300	257,200	295,500	341,900	362,200	385,600	459,400	520,000
	41	203,600	258,700	297,000	343,900	363,400	386,800	459,900	520,500
	42	204,800	259,700	298,500	345,400	364,600	387,800	460,400	
	43	206,000	260,700	300,000	346,900	365,800	388,800	460,900	
	44	207,200	261,700	301,500	348,400	367,000	389,800	461,400	
	45	208,400	262,700	303,000	349,900	368,200	390,800	461,900	
	46	209,600	263,700	304,500	351,400	369,200	391,800		
	47	210,800	264,700	306,000	352,900	370,200	392,800		
	48	212,000	265,700	307,500	354,400	371,200	393,800		
	49	213,200	266,700	309,000	355,900	372,200	394,800		
	50	214,200	267,700	310,500	356,900	373,200	395,800		
51	215,200	268,700	312,000	357,900	374,200	396,800			

52	216,200	269,700	313,500	358,900	375,200	397,800
53	217,200	270,700	315,000	359,900	376,200	398,800
54	218,000	271,700	316,200	360,900	377,000	399,800
55	219,000	272,700	317,400	361,900	377,800	400,800
56	220,000	273,700	318,600	362,900	378,600	401,800
57	221,000	274,400	319,800	363,900	379,400	402,800
58	222,000	274,900	321,000	364,700	380,200	403,800
59	223,000	275,400	322,200	365,500	381,000	404,800
60	224,000	275,900	323,400	366,300	381,800	405,800
61	225,000	276,400	324,600	367,100	382,600	406,800
62	226,000	276,900	325,400	367,900	383,400	407,800
63	227,000	277,400	326,200	368,700	384,200	408,800
64	228,000	277,900	327,000	369,500	385,000	409,800
65	229,000	278,400	327,800	370,300	385,800	410,800
66	230,000	278,900	328,600	371,100	386,600	411,800
67	231,000	279,400	329,400	371,900	387,400	412,800
68	232,000	279,900	330,200	372,700	388,200	413,800
69	233,000	280,400	331,000	373,500	389,000	414,800
70	233,800	280,900	331,800	374,300	389,800	415,800
71	234,600	281,400	332,600	375,100	390,600	416,800
72	235,400	281,900	333,400	375,900	391,400	417,800
73	236,200	282,400	334,200	376,700	392,200	418,800
74	237,000	282,900	334,700	377,200	392,700	419,600
75	237,800	283,400	335,200	377,700	393,200	420,400
76	238,600	283,900	335,700	378,200	393,700	421,200
77	239,100	284,400	336,200	378,700	394,200	422,000
78	239,900	284,900	336,700	379,200	394,700	422,800
79	240,700	285,400	337,200	379,700	395,200	423,600
80	241,500	285,900	337,700	380,200	395,700	424,400
81	242,300	286,400	338,200	380,700	396,200	425,200
82	243,100	286,900	338,700	381,200	396,700	425,700
83	243,900	287,400	339,200	381,700	397,200	426,200
84	244,700	287,900	339,700	382,200	397,700	426,700
85	245,500	288,400	340,200	382,700	398,200	427,200
86	246,000	288,900	340,700	383,200	398,700	
87	246,500	289,400	341,200	383,700	399,200	
88	247,000	289,900	341,700	384,200	399,700	
89	247,500	290,400	342,200	384,700	400,200	
90	248,000	290,900	342,700	385,200	400,700	
91	248,500	291,400	343,200	385,700	401,200	
92	249,000	291,900	343,700	386,200	401,700	
93	249,500	292,400	344,200	386,700	402,200	
94		292,900	344,700			
95		293,400	345,200			
96		293,900	345,700			
97		294,400	346,200			
98		294,900	346,700			
99		295,400	347,200			
100		295,900	347,700			
101		296,400	348,200			
102		296,900	348,700			
103		297,400	349,200			
104		297,900	349,700			
105		298,400	350,200			
106		298,900	350,700			
107		299,400	351,200			
108		299,900	351,700			
109		300,400	352,200			

	110		300,900	352,700					
	111		301,400	353,200					
	112		301,900	353,700					
	113		302,400	354,200					
	114		302,900						
	115		303,400						
	116		303,900						
	117		304,400						
	118		304,900						
	119		305,400						
	120		305,900						
	121		306,400						
	122		306,900						
	123		307,400						
	124		307,900						
	125		308,400						
再任用職員		190,000	213,600	256,900	276,400	291,200	318,300	381,400	432,800

備考 この表は、消防吏員に適用する。

## 別表第4（第3条関係）

## 医療職員給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	246,400	331,800	396,700	471,100	566,100
	2	248,900	334,800	399,600	473,400	569,200
	3	251,400	337,700	402,500	475,600	572,300
	4	253,900	340,700	405,300	477,900	575,400
	5	256,200	343,400	408,000	480,200	578,300
	6	260,000	346,700	410,700	482,400	580,700
	7	263,800	349,800	413,500	484,600	583,100
	8	267,600	352,900	416,200	486,800	585,500
	9	271,200	355,700	418,600	488,800	587,700
	10	275,200	358,600	421,300	490,900	589,200
	11	279,200	361,700	423,900	493,000	590,700
	12	283,200	364,900	426,600	495,100	592,200
	13	287,000	367,900	429,000	497,200	593,700
	14	291,000	371,500	431,500	499,300	594,800
	15	294,900	374,700	433,900	501,400	595,900
	16	298,800	378,400	436,400	503,500	596,800
	17	302,600	382,000	438,500	505,600	598,000
	18	306,200	384,700	440,900	507,600	599,000
	19	309,700	387,500	443,200	509,600	600,000
	20	313,300	390,200	445,600	511,600	601,000
	21	316,900	393,100	447,200	513,400	602,000
	22	320,600	395,700	449,600	515,200	
	23	324,100	398,300	452,000	517,100	
	24	327,600	400,700	454,300	519,000	
	25	331,100	402,900	456,300	520,700	
	26	333,900	405,200	458,600	522,500	
	27	336,500	407,400	460,800	524,300	
	28	339,100	409,700	463,100	526,100	
	29	341,900	412,000	465,300	527,800	
	30	344,000	414,100	467,600	529,600	
	31	346,200	416,100	469,900	531,400	
	32	348,600	418,200	472,100	533,200	
	33	350,900	420,200	474,100	534,800	
	34	353,300	422,100	476,200	536,600	
	35	355,500	423,900	478,300	538,300	
	36	358,000	425,900	480,400	540,100	
	37	360,400	427,800	482,500	541,700	
	38	362,800	429,800	484,300	543,300	
	39	365,200	431,800	486,100	544,700	
	40	367,400	433,800	487,900	546,300	
	41	369,700	435,600	489,600	547,800	
	42	371,100	437,400	491,400	549,200	
	43	372,600	439,100	493,200	550,600	
	44	374,000	440,900	495,000	551,900	
	45	375,300	442,800	496,600	553,100	
	46	376,700	444,600	498,300	554,100	
	47	378,200	446,400	500,100	555,100	
	48	379,700	448,100	501,900	556,100	
	49	380,900	449,900	503,500	557,100	
	50	381,900	451,600	504,800	558,000	
51	382,900	453,400	506,100	558,900		

52	383,800	455,200	507,400	559,800	
53	384,700	457,100	508,500	560,600	
54	385,600	458,300	509,800	561,500	
55	386,300	459,500	511,100	562,400	
56	387,200	460,700	512,400	563,300	
57	388,000	461,900	513,400	564,200	
58	388,900	462,900	514,200	565,100	
59	389,700	463,900	515,000	566,000	
60	390,500	464,900	515,800	566,700	
61	391,100	465,700	516,700	567,600	
62	391,600	466,400	517,500	568,500	
63	392,000	467,100	518,400	569,400	
64	392,500	467,800	519,200	570,300	
65	392,800	468,500	520,100	571,200	
66		469,200	521,000		
67		469,900	521,700		
68		470,600	522,600		
69		470,900	523,500		
70		471,600	524,300		
71		472,300	525,200		
72		473,000	526,100		
73		473,400	526,900		
74		474,000	527,800		
75		474,700	528,700		
76		475,400	529,400		
77		475,800	530,200		
78		476,400	531,100		
79		477,000	532,000		
80		477,500	532,900		
81		478,100	533,700		
82		478,600	534,600		
83		479,100	535,500		
84		479,600	536,400		
85		480,000	537,200		
86		480,600	538,100		
87		481,000	539,000		
88		481,500	539,900		
89		482,000	540,700		
90		482,600			
91		483,200			
92		483,600			
93		484,100			
94		484,700			
95		485,300			
96		485,900			
97		486,400			
再任用職員	295,800	338,200	392,600	465,600	565,500

備考 この表は、保健所等の医師及び歯科医師に適用する。

第2条 熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「第31条において」を「以下」に改め、同条第3項中「100分の65」の次に「(特定管理職員にあっては、100分の55)」を、「100分の80」の次に「(特定管理職員にあっては、100分の70)」を加える。

第31条第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の80、12月に支給する場合においては100分の100」を「100分の90」に、「6月に支給する場合においては100分の100、12月に支給する場合においては100分の120」を「100分の110」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の37.5、12月に支給する場合においては100分の47.5」を「100分の42.5(特定管理職員にあっては、100分の52.5)」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中熊本市一般職の職員の給与に関する条例第31条第2項の改正規定  
平成29年12月1日

(2) 第2条の規定 平成30年4月1日

2 第1条の規定による改正後の熊本市一般職の職員の給与に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)第9条第2項及び第3項(この条例附則第4項の規定により読み替えて適用する場合に限る。)、第14条第1項並びに別表第2から別表第4までの規定は、平成29年4月1日(次項において「適用日」という。)から適用する。

(給与の内払)

3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の熊本市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(平成34年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)



扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族  
く。）  
く。）

たる要件を欠くに至った場合を除く。）

と、同条第2項中「扶養親族（行政職8級  
」

職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった  
日、行政職8級職員等から行政職8級職員等以外の職員となった職員に扶養親族た  
る配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定によ  
る届出に係るものがないときはその職員が行政職8級職員等以外の職員となった  
日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」と  
あるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行政職  
8級職員等以外の職員から行政職8級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、  
父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族  
たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職8級職員  
等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」  
とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは  
「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事  
実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」  
と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定  
（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のない  
ものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係  
る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係  
るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係  
るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合  
の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受  
けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職  
員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の  
支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規  
定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届  
出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族た

る父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（行政職8級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 5 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の条例第9条第1項ただし書及び第10条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後の条例第9条第3項及び第10条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（行政職員給料表又は消防職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び医療職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの（以下「行政職7級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については11,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち1人については10,500円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,500円）」と、同条第1項中「扶養親族（行政職8級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政職8級職員等から行政職8級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（行政職8級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び行政職8級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠く

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは

- (3) 扶養親族たる子又は扶養親族た
- (4) 扶養親族たる子又は扶養親族た

た者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族

たる要件を欠くに至った場合を除く。）

と、同条第2項中「扶養親族（行政職8級職員等）」

職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）とあるのは「扶養親族」と、「なった日、行政職8級職員等から行政職8級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職8級職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行政職8級職員等以外の職員から行政職8級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職8級職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の

支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（行政職8級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 6 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後の条例第9条第1項ただし書及び第10条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後の条例第9条第3項及び第10条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（行政職員給料表又は消防職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び医療職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの（以下「行政職7級職員等」という。）にあつては、3,500円）前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については9,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき9,000円（職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち1人については10,000円）同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については8,000円）」と、同条第1項中「扶養親族（行政職8級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政職8級職員等から行政職8級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（行政職8級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び行政職8級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠く

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至るに至った者がある場合を除く。）」とあるのは (3) 扶養親族たる子又は扶養親族た  
(4) 扶養親族たる子又は扶養親族た

た者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する  
る父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除  
る父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除  
扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族  
く。）  
く。）

たる要件を欠くに至った場合を除く。）

と、同条第2項中「扶養親族（行政職8級  
」

職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった  
日、行政職8級職員等から行政職8級職員等以外の職員となった職員に扶養親族た  
る配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定によ  
る届出に係るものがないときはその職員が行政職8級職員等以外の職員となった  
日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」と  
あるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行政職  
8級職員等以外の職員から行政職8級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、  
父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族  
たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職8級職員  
等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」  
とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは  
「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事  
実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」  
と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定  
（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のない  
ものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係  
る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係  
るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係  
るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合  
の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）扶養手当を受

けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（行政職8級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

7 平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間は、改正後の条例第9条第1項ただし書及び第10条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後の条例第9条第3項及び第10条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（行政職員給料表又は消防職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び医療職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの（以下「行政職7級職員等」という。）にあつては、3,500円）前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（行政職8級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政職8級職員等から行政職8級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（行政職8級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び行政職8級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（行政職8級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、行政職8級職員等から行政職8級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職8級職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行政職8級職員等以外の職員から行政職8級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員

が行政職 8 級職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第 3 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号又は第 7 号」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、同項第 2 号中「扶養親族（行政職 8 級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 8 平成 33 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの間は、改正後の条例第 9 条第 1 項ただし書並びに第 10 条第 3 項第 3 号及び第 5 号の規定は適用せず、改正後の条例第 9 条第 3 項及び第 10 条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が 7 級」とあるのは「が 7 級以上」と、「4 級」とあるのは「4 級以上」と、「行政職 7 級職員等」とあるのは「行政職 7 級以上職員等」と、「前項第 2 号」とあるのは「同項第 2 号」と、同条第 1 項中「扶養親族（行政職 8 級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」がある場合、行政職 8 級職員等から行政職 8 級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第 1 号中「場合（行政職 8 級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第 2 号中「場合及び行政職 8 級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第 2 項中「扶養親族（行政職 8 級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、行政職 8 級職員等から行政職 8 級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職 8 級職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行政職 8 級職員等以外の職員から行政職 8 級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職 8 級職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第 3 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 6 号又は第 7 号」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、同項第 2 号中「扶養親族（行政職 8 級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」

とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「行政職7級職員等が行政職7級職員等及び行政職8級職員等」とあるのは「行政職7級以上職員等が行政職7級以上職員等」と、同項第6号中「行政職7級職員等及び行政職8級職員等」とあるのは「行政職7級以上職員等」と、「が行政職7級職員等」とあるのは「が行政職7級以上職員等」とする。

(提出理由)

人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に基づいた本市職員の給与の改定をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。